

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 8月 1日～ 令和 8年 3月 31日

2. 内容

目標1：男性従業員に対する育児支援を促進する。

<対策>

- 令和 5年 8月～ 男性従業員に対し、育児休業制度を社内で周知するなどし、男性従業員が育児休業及び出生時育児休業を取得しやすい職場作りを行う。

目標2：従業員の年次有給休暇の取得を促進する。具体的には行動計画期間において、年次有給休暇取得率 50%以上を達成する。

<対策>

- 令和 5年 8月～ 年次有給休暇取得の目標を事業所内の見やすい場所へ掲示し、周知するとともに、年次有給休暇を取得しやすい職場作りを行う。